

高等学校生徒等修学等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

高等学校生徒等修学等支援基金条例の一部を改正する条例

高等学校生徒等修学等支援基金条例（平成21年岩手県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 この条例は、 <u>平成27年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 [略] 2 この条例は、 <u>平成28年12月31日</u> 限り、その効力を失う。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。